

## 令和5年第2回定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 說 明 資 料

## 《所管事項說明》

1	「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について . . . . .	1
2	「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について . . . . .	2
3	児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けた再発防止策について . . . . .	5
4	認定こども園における不適切保育事案への対応について . . . . .	9
5	三重県いなば園における虐待事案への対応について . . . . .	15
6	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定について . . . . .	16
7	「三重県手話施策推進計画」の改定について . . . . .	22
8	指定管理者制度に係る報告について . . . . .	26
9	各種審議会等の審議状況の報告について . . . . .	32

《別冊》

- ・（別冊1）「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告書（令和4年度版）
  - ・（別冊2）幼保連携型認定こども園 長寿認定こども園に対する特別監査実施報告書
  - ・（別冊3）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和4年度）

令和5年10月6日

## 子ども・福祉部

【所管事項説明】

1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
13-1	地域福祉の推進	子ども・福祉部	UDタクシーの導入については物価高騰や半導体の供給不足等の影響もあると思われるが、目標達成に向けUDタクシーの導入が進むよう支援されたい。	UDタクシーの導入については、令和4年度から県独自の補助制度を創設し、導入促進を図っています。併せて、ドライバーの障がい者等への接遇向上を図るため、ユニバーサルドライバー研修を実施しています。引き続き、事業者のUDタクシー導入を支援してまいります。
13-2	障がい者福祉の推進	子ども・福祉部	障害福祉サービス事業所が継続して運営できるよう、福祉人材が置かれている実情をしっかりと見ていただくとともに、人材育成に係る研修を受けやすくするよう取り組まれたい。	福祉人材の確保・定着には処遇改善が重要であり、令和6年度の報酬改定に向け、引き続き国に対しさらなる処遇改善を要望してまいります。また、研修については、講義部分を録画配信等にするなど受講しやすい環境づくりや、必要な人が研修を受けられる体制の整備に努めてまいります。
15-2	幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、地域の実情に応じ適切な支援を行うとともに、放課後児童クラブが安定して設置されるよう、引き続き国へ十分な財政支援を行うよう要望されたい。 また、保育所の待機児童が発生している市町の実態を把握するとともに、待機児童が解消されるよう市町と連携して取り組まれたい。	放課後児童クラブの待機児童解消に向けては、支援員等の人材確保のための研修や、放課後児童クラブの整備・運営への補助などを実施しており、今後も市町と連携を図りながら取組を進めてまいります。また、国へも要望を行ってまいります。 保育所の待機児童が特に多い自治体については、市町に聞き取りを行うなどして実態把握に努めるとともに、保育士確保に向けた修学資金の貸付制度の充実や、保育支援者の雇上げなどに取り組んでいるところです。引き続き、市町と連携しながら待機児童解消に向けた取組を進めてまいります。

## 【所管事項説明】

### 2 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について

この年次報告書では、「子どもを虐待から守る条例」第27条の規定に基づき、令和4年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは以下のとおりです。

#### 1 児童虐待相談の状況（別冊1 2～7頁）

##### （1）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,408件（前年度比261件増）と、7年ぶりに減少した令和3年度から再び増加し、過去最多となりました。

児童虐待への社会的関心の高まりを背景に、周囲の人から警察や市町の機関への通報が増えていることなどが要因と考えられます。

##### （2）児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①警察等（733件）、②市町の機関（714件）、③近隣・知人（280件）となっています。今回、近隣・知人からの相談件数は減少（前年度比22件減）しましたが、警察等や市町の機関からの相談件数は大きく増加（警察等：同86件増、市町の機関：同118件増）しました。

##### （3）児童虐待相談種別

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が1,171件（前年度比104件増）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前DV）の通告が半数以上を占め、684件（同105件増）でした。

その他、「身体的虐待」は721件（同99件増）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は467件（同47件増）、「性的虐待」は49件（同11件増）といずれも増加しました。

##### （4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが1,135件（前年度比70件増）、実父によるものが1,071件（同159件増）となり、実父母によるもので全体の9割以上を占めています。

##### （5）被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数が1,050件（43.6%）となり、全体の約4割を占めています。

##### （6）児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親への委託を行ったケースは81件（前年度比5件増）でした。

#### (7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例はありませんでした。

#### (8) 一時保護、立入調査等の実施状況

虐待を事由として一時保護（委託を含む）対応した子どもは延べ 477 人で、令和3年度より 64 人増加しました。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を 2 件実施しました。

### 2 県の児童虐待防止等に対する取組状況（別冊1 8～18 頁）

#### (1) アセスメントの推進

○ 児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上や業務の効率化等を図るため、各児童相談所で A I 技術を活用した児童虐待対応支援システムを運用し、虐待対応への取組の強化につなげています。

#### (2) 相談窓口の設置

○ 児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5年2月から S N S を活用した全国一元的な相談の受付が開始されました。

令和4年度（2月～3月）は、15 件の相談に対応しました。

#### (3) 子どもの権利擁護、自立支援

○ 子どもの意見聴取等の仕組みを整備するため、アドボケイト（意見表明支援員）を北勢児童相談所及び中勢児童相談所の一時保護所に派遣（各 6 回）し、子どもへの個別面談や意見表明などの支援を行いました。

#### (4) 児童相談所の体制・機能の強化

○ 令和4年度は、北勢児童相談所に 9 名、鈴鹿児童相談所に 6 名、中勢児童相談所に 6 名、南勢志摩児童相談所に 3 名、伊賀児童相談所に 2 名、紀州児童相談所に 1 名の職員を増員しました。

○ 津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体と協働して実施しました。

○ 児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて通訳システムや 24 時間多言語対応での電話通訳により対応するとともに、令和4年度からは、鈴鹿児童相談所に加え、北勢児童相談所にも外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。

○ 困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

## （5）市町の体制・機能の強化支援

- 各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。  
また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。
- 令和4年度末までに全市町で設置が求められている「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置と運営を支援するため、市町との定期協議を通じて助言を行うとともに、市町職員を対象とした研修会を開催しました。なお、令和5年4月1日現在、27市町に設置されています。

## （6）職員の相談援助技術の向上

- 警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。
- 被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。
- 市町職員を対象に要保護児童対策地域協議会の運営等に関する研修会や情報交換会を実施しました。

## 3 今後の対応

- 児童相談所における対応力の強化のため、AI技術を活用した児童虐待対応支援システムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援に向けて、法的対応や介入型支援を推進します。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、身近な相談ツールとしてSNSを活用するなど、子ども等がより相談しやすい環境を整備します。
- 改正児童福祉法に対応するため、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる体制を整備します。
- 国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 市町における「こども家庭センター」の設置を促進するため、要保護児童対策地域協議会に対して、運営などに関する専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組みます。
- 令和5年5月に津市で4歳の女児が死亡する事案が発生したことを受け、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）による検証を行うとともに、直ちに実施すべき対策を進め、再発防止に取り組みます。

## 【所管事項説明】

### 3 児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けた再発防止策について

#### 1 事案の概要と経過

##### (1) 事案の概要

中勢児童相談所が関与していた4歳の女児（以下「本児」という。）が令和5年5月26日に死亡し、同年6月29日に本児の母親が傷害致死容疑で警察に逮捕され、同年7月20日に傷害致死罪で起訴されました。

##### (2) 事案発生までの経過

本児は、平成31年2月、生後間もなく一時保護され、乳児院に措置入所されていましたが、母親の意向と家庭での養育が可能なことを確認したうえで、令和3年3月に家庭復帰をしました。

令和4年2月、中勢児童相談所が「本児の両頬と両耳にあざがある」との通告を受け、同日、家庭訪問を行い母親と面談するとともに、保育所を訪問し本児と面談してあざの状態を確認したうえで、一時保護は必要ないと判断し、定期的に児童の見守りを行うこととしました。

その後も母親への電話による状況確認を行うとともに、定期的に保育所を訪問し、本児についての情報を確認しました。この間、「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）の実務者会議も定期的に開催され、関係機関による状況確認等を行ってきました。

#### 2 課題への対応について

県としては、「児童本人の安全を目視で確認すること」や「状況変化に応じた一時保護を含む対応の検討」ができていなかったこと及び関係機関と連携が不十分であったことが課題であると考え、まず速やかに児童相談所が主担当となっている在宅指導中の全ての児童の状況を目視で確認しました。

あわせて、令和5年7月4日に①有識者等で構成する第三者による「検証委員会」、②検証委員会の活動を全庁的に支援する「サポートチーム」、③再発防止策の着実な実行に向けて知事をトップに全庁的な対策を検討する「検討会議」を設置しました。

##### ①三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）

大学教授や医師（児童精神科医）、弁護士等が構成委員となり、本事案が発生した背景や原因の分析、対応における問題点や課題等の検証を行い、再発防止に向けた提言を行います。

7月14日に第1回、8月4日に第2回、9月8日に第3回、9月19日に第4回、10月3日に第5回検証委員会が行われました。

②三重県児童虐待死亡事例等検証委員会サポートチーム（2023年津事例）  
検証委員会による分析及び検証が円滑に実施されるよう、検証委員会の事務局（子ども・福祉部）と連携し、関係部局がサポートを行います。

③三重県児童虐待防止対応検討会議（2023年津事例）

知事をトップとして、検証委員会の検証結果をふまえた再発防止策を検討するとともに、直ちに実施すべき対策についても全庁をあげて検討します。

第1回検討会議を7月11日に開催し、検証結果を待たずにできる再発防止策の実施について検討を行い、7月21日に開催した第2回検討会議において、再発防止策の具体的な取組方法をとりまとめました。

### 3 再発防止策の実施状況について

#### （1）当面の再発防止策

○児童本人の安全を対面で確認することの徹底

- ・児童相談所が関わる児童については、児童相談所や市町をはじめとする関係機関において、児童本人への対面による観察を基本として安全確認を行っています。
- ・また、見守りの頻度を3か月に1回以上としていた事案のうち、保育所等に登園していない事案については、1か月に1回以上に変更し、児童相談所や市町等の関係機関が安全確認を実施しています。

○一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施

- ・家庭環境や児童の状況に以下のような変化が生じた場合は、児童相談所において、必ず緊急受理会議または所内協議を開催し、児童の処遇方針や対応方針を検討する手順をあらためて定め、10月から全ての児童相談所でリスク再評価を徹底します。

#### 【主な状況変化】

- ①児童の身体に傷やあざを確認した、児童等から虐待に関する証言があったなど「虐待や危険の発生が疑われる情報を把握した場合」
- ②明確な理由のない欠席が続く、保護者が家庭訪問等を拒否するなど「児童の安全確認が困難な状況が発生した場合」
- ③ライフライン（電気・ガス・水道等）の停止や保護者と支援者との関係不調など「家庭の安全や養育力の低下を疑う情報や状況を把握した場合」

○リスク評価に係る総合判断力の強化

- ・児童相談所の全職員が今回の事例を自分事として捉え、どのような対応ができたかを考える機会となるよう、各児童相談所単位で、本事例を題材としたリスク評価の研修を実施しました。

#### 【実施日】

児童相談センター 8月17日

北勢児童相談所 8月28日、30日、9月29日

鈴鹿児童相談所	8月 29 日
中勢児童相談所	7月 4日、8月 27日、29日、9月 7日
南勢志摩児童相談所	8月 22日、29日
伊賀児童相談所	8月 23日
紀州児童相談所	8月 29日

- 今後も児童相談センターが開催する各種会議において、過去の検証事例や困難事例を題材とした研修を行います。児童相談所職員の総合判断力や現場対応力の強化のための研修についても、その内容や実施方法を検討し実施していきます。

○関係機関との連携強化による安全確認体制の構築

- 検討会議の参加部局が所管している関係機関に向けて、安全確認の徹底について  
8月 7日付けで依頼文書を送付し、協力を呼び掛けました。
- あわせて、国からも「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（令和5年8月4日付け こ成保123・こ支虐117こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）」が発出されています。

## （2）児童相談体制の強化

児童の死亡事例を受けた再発防止策を速やかに実行するため、8月 21 日付けで以下のとおり児童相談体制を強化（3名増員）しました。

○児童本人の安全を対面で確認することの徹底 2名増員

- 新たに1か月に1回以上の安全確認が必要となる事案（約60件）のうち、約6割を占める北勢児童相談所に職員1名を増員しました。
- また、各児童相談所（北勢児童相談所を除く）が実施する対面による安全確認に対して支援を行うとともに、全児童相談所における安全確認の状況を定期的に確認のうえ助言等を行うため、児童相談センターに職員1名を増員しました。

○リスク再評価やリスク評価に係る総合判断力の強化に向けた児童相談所の支援 1名増員

- 各児童相談所が行う一時保護の機会を逃さないリスク再評価や、リスク評価の実践的な研修など総合判断力の強化に向けた取組を速やかに実行できるよう、児童相談所を支援するため、子ども福祉・虐待対策課に職員1名を増員しました。

## 4 今後の対応

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）において、本事例における問題点や課題などをしっかりと検証していきます。

さらに、検証委員会において検証結果として出された提言に対して検討会議で対応策を検討し、確実な再発防止策を講じていきます。

これらの取組により、二度とこのような事案が発生しないよう、全庁をあげて再発防止に取り組みます。

## 児童本人の安全を対面で確認することの徹底

【現行】

高

リスク

在宅

低

見守りの頻度

**1週間に1回以上** (約80件)

児童相談所が本人を観察し安全確認

**1か月に1回以上** (約240件)

<保育所や学校に通園・通学している場合>

保育所や学校が日常的に本人を観察し、

児童相談所が市町や保育所等を通じて安全確認

<保育所や学校に通園・通学していない場合>

児童相談所または市町等が訪問や電話等により安全確認

<リスクが高い事案への対応>

①一時保護を解除した直後の事案

家庭復帰した直後は**2週間に1回**、児童相談所や市町等が直接訪問や電話等により安全確認

②低年齢児等で保育所に通園していない事案

**2週間に1回**、児童相談所が直接または市町等を通じて訪問や電話等により安全確認

**3か月に1回以上** (約780件)

<保育所や学校に通園・通学している場合>

保育所や学校が日常的に本人を観察し、

児童相談所が市町や保育所等を通じて安全確認

<保育所や学校に通園・通学していない場合>

児童相談所または市町等が訪問や電話等により安全確認

※ 在宅の全ての事案について、家庭や通園・通学の状況に変化がある場合は、児童相談所や市町等による訪問や電話等での安全確認を実施。

【運用変更後】

区分

見守りの頻度

一時  
保護

**1週間に1回以上**

現行の安全確認を維持・徹底

在宅

**1か月に1回以上**

<保育所や学校に通園・通学している場合>

現行の安全確認を維持・徹底

<保育所や学校に通園・通学していない場合>  
児童相談所または市町等が本人を観察し安全確認

【これまで「3か月に1回以上」の事案も  
「1か月に1回以上」へ移行】

<リスクが高い事案への対応>

①一時保護を解除した直後の事案

家庭復帰した直後は**2週間に1回**、児童相談所が本人を観察し安全確認

②低年齢児等で保育所に通園していない事案

**2週間に1回**、児童相談所または市町等が本人を観察し安全確認

**3か月に1回以上**

<保育所や学校に通園・通学している場合>

現行の安全確認を維持・徹底

※ 在宅の全ての事案について、家庭や通園・通学の状況に変化がある場合は、児童相談所や市町等が本人を観察し安全確認を行うとともに、リスクを再評価のうえ、安全確認の頻度を増やすなど、機動的な対応を徹底。

全ての事案で、児童本人への対面による観察を基本に安全確認を徹底！

## 【所管事項説明】

### 4 認定こども園における不適切保育事案への対応について

#### 1 特別監査の概要

##### (1) 事案の概要

社会福祉法人花園福祉会（以下「法人」という。）が運営する幼保連携型認定こども園 長寿認定こども園（以下「当該施設」という。）の保育教諭らが不適切保育等を行っている疑いが認められ、桑名市（以下「市」という。）と三重県（以下「県」という。）が合同で特別監査を行いました。監査の結果、虐待等が認められたため、県は法人に対し改善勧告等（行政指導）を行いました。

##### (2) 経緯

月 日	内 容
令和5年4月11日	市から県に、当該施設での不適切保育の疑い事案の対応を進めている旨、連絡
令和5年4月28日	市が当該施設に対する聞き取りを開始
令和5年5月22日	市が県に聞き取り結果報告書を提出
令和5年6月9日	法人が県に不適切保育に係る聞き取り調査結果を提出
令和5年6月9日	特別監査を開始。第1回現地調査を実施 (以降8月22日までに計8回の現地調査等を実施)
令和5年9月7日	改善勧告

##### (3) 監査の対象

###### ア 経営主体

社会福祉法人花園福祉会

###### イ 対象施設

幼保連携型認定こども園 長寿認定こども園

##### (4) 特別監査で確認した事項

###### ア 虐待、子どもの心身に有害な影響を与える行為等に関するこ

当該施設において、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁。以下「国ガイドライン」という。）の分類に基づき、虐待等の発生状況について確認したところ、以下のとおり虐待18件、子どもの心身に有害な影響を与える行為15件、虐待等と疑われる事案（いわゆる不適切な保育）12件及び子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり7件の発生が、それぞれ認められました。

(ア) 虐待：18件

- ①(身体的) 虐待：(内数4件)
- ②(心理的) 虐待：(内数11件)
- ③ネグレクト：(内数3件)

(イ) 子どもの心身に有害な影響を与える行為：15件

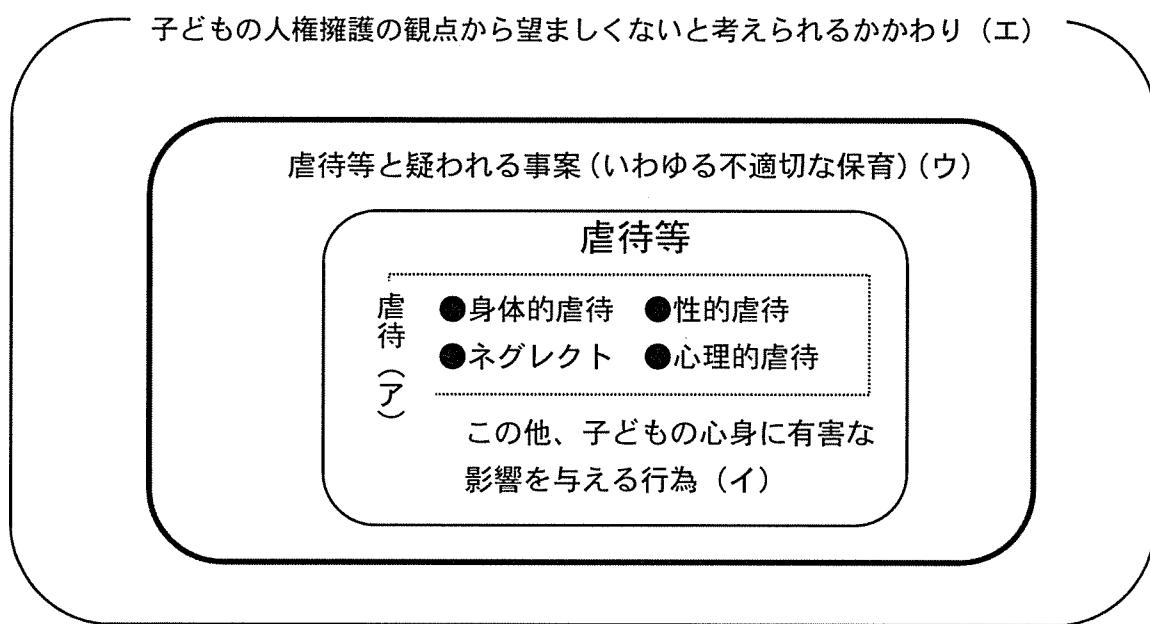
(ウ) 虐待等と疑われる事案(いわゆる不適切な保育)：12件

(エ) 子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり：7件

○「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図について

【国ガイドラインより作成】

※(ア)～(エ)は上記(ア)～(エ)に該当



イ 施設運営上の諸課題に関するここと

(ア) 施設マネジメント体制

虐待等の事案発生は、園長の組織運営や保育教諭らに対するマネジメントが十分でなかったことを表しています。

また、令和4年度においては、副園長がクラス担任を兼務することで業務が過重となり、副園長の役割を果たすことが困難な配置となっていました。

(イ) 保育教諭の構成

教育保育経験の豊かな保育教諭による若手保育教諭への指導の機会が乏しく、施設の保育教諭らは、実践経験を踏まえた教育保育指導上のノウハウ等を学ぶことが困難な状況にありました。

#### (ウ) 施設風土

正規職員のみが職員会議に参加していたり、パートタイマー職員にも共有されるべき情報が提供されていないことがあったなど、正規職員とパートタイマー職員間、正規職員の先輩職員と後輩職員との間などで、必ずしも情報共有やコミュニケーションが十分であるとは言い難い状況にありました。

#### (エ) 研修

正規職員が受講している研修は処遇改善加算の支給要件である保育士等キャリアアップ研修のみであり、人権研修をはじめ、発達支援をする園児や言語・文化的に多様な背景を持つ園児への対応に関する研修受講の機会を付与すべきでしたが、これらの受講実績が認められませんでした。

#### (オ) 保育教諭らの就労環境

当該施設の休憩時間は、就業時間8時間以上は60分と定められているところ、複数の保育教諭から、休憩時間が30分しか与えられていないなどの申し出があったため、聴き取り調査を行った結果、当該事実があつたこと及びこのことは労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条に違反していることを施設側も認識していることが確認されました。

また、時間外勤務について、時間外勤務手当を支給していない事例が複数認められるなど、就労環境に改善すべき事項が認められました。

### (5) 虐待等の発生した原因

虐待等の事案は、複数の保育教諭により一定の期間継続して発生していたことから、関係保育教諭のみの問題ではなく、組織としての問題が大きいと認められます。

園長のマネジメント不足や職員間のコミュニケーションが活発でないなど組織の風通しの悪さ、研修受講機会の少なさ、職員の早期離職が多く経験豊かな職員が不足しているため若手職員へのノウハウの継承が少ない、就労環境に余裕がなく、保育教諭の負担が大きいことなど、さまざまな要因が重なり、虐待等が発生したものと認められます。

### (6) 特別監査の指摘内容（施設監査）

#### ア 勧告事項

- ①教育保育指導については、園児一人一人の特性や発達段階における個人差を踏まえ、子どもの人権を尊重するとともに、子ども本位のもと、園児に対しては寛容性をもって指導を行うこと。
- ②虐待等により傷付いた園児らのこころのケアを行うとともに、保護者への説明を尽くすこと。
- ③虐待等の各事案等に関して、正規職員及びパートタイマー職員に懲戒事由等が認められたときは、当該職員に対して懲戒処分等の厳正な措置を講じること。
- ④質の高い教育保育を実践するためには、施設と園児、保護者との信頼関係の回復が不可欠である。貴園は、施設の運営状況に関する情報を積極的に開示し相

互の連携と協力を推進するなど、信頼回復のための適切な措置を速やかに講じること。

⑤条例が禁止する国ガイドラインが定める「虐待」及び「子どもの心身に有害な影響を与える行為」が認められたので、発生防止を徹底すること。

※「虐待」及び「子どもの心身に有害な影響を与える行為」の事案は、別冊2の「幼保連携型認定こども園 長寿認定こども園に対する特別監査実施報告書」(以下「報告書」という。)「2 特別監査で確認した事項」(1)ア及びイで認定した事項

⑥当時の園長は、虐待等事案の発生を未然に防止できず、また発生後も迅速に把握し得ず、適確な措置を講じていないため、県条例第8条及び市条例第25条に定める虐待（ネグレクト）を行ったと認められる。このことから、現園長にあっては適確にその職務を遂行すること。

⑦副園長がクラス担任を兼務しており、副園長としての職務を果たすことが困難であったと考えられることから、配置状況を見直すこと。

⑧正規職員とパートタイマーの職員間、先輩職員と後輩職員間等で、コミュニケーションが十分でなかつたことから、職員間の意思疎通について改善を図ること。

⑨保育教諭の休憩時間が30分しか与えられていない事実があつたため、労働官署の指導を受けるなどして、保育教諭に適正な休憩時間が確保されるよう、関係法令等を遵守すること。

⑩保育教諭の時間外勤務について、時間外勤務手当を支給していない事例が複数認められたので、適切な措置を講じるとともに、未支給事例があれば当該手当について追給の措置をとること。

⑪変形労働時間制の運用に誤りがみられたので、所定の労働時間を超えて勤務をしたときは時間外勤務手当を支給するなど、労働官署の指導を受けるなどして、速やかに必要な措置を講じること。

#### イ 改善事項

①国ガイドラインに定める「虐待等と疑われる事案」が認められたので、速やかに改善を図ること。

※「虐待等と疑われる事案」は、別冊2の報告書「2 特別監査で確認した事項」(1)ウで認定した事項

②保育教諭等からの聴き取り等の結果、保育教諭間での会話ではあるが、園児を揶揄する行為や嘲笑する事例等が認められたところである。園児は一人一人が権利の主体であり、その人格が尊重されるべきは当然であるから、子どもの人

格尊重や文化の相違の承認など、多面的な人権研修を行うことで、人権意識の一層の涵養に取り組むこと。

併せて、園児の人権擁護の観点から、全国保育士会作成の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」等の活用や保育教諭等による人権講習等の受講、学習会の開催等、保育の適正化に資する各種取組を積極的に進めること。

③貴園は、虐待等の発生の根絶を期すこと。また、外部専門家の観点から、虐待等の発生原因の解明、園の教育保育実践の見直し等を行うため、弁護士、教育保育専門家等からなる第三者委員会を設け、当該委員会を定例的に開催していることから、園長は当該委員会の意見を尊重しこれらに基づき取組を進めるなど、虐待等の再発防止、教育保育実践の見直しを図ること。

なお、当該第三者委員会については、開催のつど直ちに議事録を作成するとともに、各委員から提示された意見に対する園の見解と、当該意見について園において講じる措置（予定を含む）を速やかに定めたうえで、その内容を記載した書面を、開催のつど桑名市長及び三重県知事に報告すること。

#### ウ 指導事項

①国ガイドラインに定める「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」が認められたので、速やかに改めること。

※「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」とされた事案は、別冊2の報告書「2 特別監査で確認した事項」(1) エで認定した事項

②貴園の保育教諭の教育保育活動に係る研修の受講状況は、キャリアアップ研修の受講のみにとどまっているが、保育教諭の資質の更なる向上のためには、最新の知見の学びが欠かせないことから、関係研修の受講機会の充実を図ること。

③年次有給休暇の付与日数を誤り、保育教諭からの申し出によりあらためて追加で付与していた事例があったため、適正に付与を行うこと。

④年次有給休暇の日数について、貴園の給与明細には現付与期間に係る日数分のみが表記され、前付与期間からの繰越日数が加算されておらず、このことで年次有給休暇の残余日数について正確に把握していない保育教諭等も見受けられた。保育教諭等からの問い合わせに対しては口頭による説明は行っていたものの、関係情報を明瞭に提供するため、給与明細発行に係るシステムを改修し全日数を表記するなど、保育教諭等に対する分かりやすい情報提供の手法について、検討のうえこれを行うこと。

#### エ 改善報告提出期限

令和5年11月7日（火）

#### （7）改善結果の確認

提出される改善報告の内容を書面で確認するとともに、現地での保育の実施状況を目視し、改善が確実に実行されていることを確認します。

#### 2 今後の対応

今回の特別監査の結果等について、10月中旬に県内市町への説明会を開催し、情報共有を行うとともに、国ガイドラインをあらためて周知し、虐待等の防止への意識の向上や早期発見、早期対応の徹底を図ります。

加えて、三重県保育協議会や三重県私立保育連盟等の保育関係団体とも連携して、保育士等を対象とした子どもの人権擁護に関する研修を実施するなど、再発防止に向けた取組を進めていきます。

## 5. 三重県いなば園における虐待事案への対応について

### 1 事案の概要と経過

#### (1) 事案の概要

社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「法人」という。）が運営する障害者支援施設「三重県いなば園」（以下「当該施設」という。）において、職員が入所者に暴行した疑いがあると、令和5年8月28日、当該施設から県及び松阪市（被虐待者の入所前の居住地）に報告がありました。松阪市は、同年9月6日、11日に事実確認に関する調査を行い、9月19日付けで身体的虐待を認定した旨、市から県に報告がありました。

なお、法人では、令和3年9月に障害児入所施設で心理的虐待等が発生しており、令和4年3月に法人が作成した改善計画に沿って、再発防止に向けた取組を進めていたところでしたが、本事案が再発したものです。

#### 【参考】障害福祉施設等従事者による障がい者虐待に関する県と市町の役割

- ・市町 障害者虐待防止法に基づき、虐待の調査・認定
- ・県 障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき施設等を指導

#### (2) 虐待認定等の内容

職員Aによる次の（ア）の行為が身体的虐待に認定され、職員Bによる（イ）の行為は虐待認定されずに不適切な行為と認定されました。

- （ア）8月20日午前8時40分頃、入所者が不穏になり、寝ている姿勢で扉を蹴り続けていたため、清掃中だったAが制止しましたが、その後、掴みかかられ足に噛みつかれるなどしたため、入所者に馬乗りになるような形になり、腹部周辺を殴りました。
- （イ）Aがその場を去った後、不穏が収まっていたと思われる入所者が、その場を通りかかったBの足を蹴ったため、Bが蹴り返したように見える行為がカメラ映像に映っていました。市と県でカメラ映像を改めて確認したところ、蹴り返したと判断できなかったものの、少なくとも蹴るような振りは見られました。

### 2 今後の対応

法人に対し、再発に至った要因の分析や、これまでの取組の検証を十分に行なったうえで、再発防止に向けた改善計画書を改めて提出するよう指示します。

その後、計画書に基づく取組をしっかりと行い、確実に改善しているか、定期的に現地で状況を確認するなど、継続的に指導することで再発防止の徹底を図っていきます。

## 【所管事項説明】

### 6 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定について

#### 1 改定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体とした計画で、国が定めた障害者基本計画及び基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

平成24年に策定し3年ごとに改定を行っており、現行の「みえ障がい者共生社会づくりプランー2021年度～2023年度ー」(以下「現計画」という。)が今年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組等を検証し、有識者や関係機関の代表者で構成する会議等からの意見等をふまえて、新たな計画(以下「新計画」という。)を策定します。

#### 2 新計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

#### 3 現計画における取組と課題等

##### (1) 現計画における取組

現計画においては、

##### 【基本理念】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

##### 【3つの施策体系】

- ①多様性を認め合う共生社会づくり
- ②生きがいを実感できる共生社会づくり
- ③安心を実感できる共生社会づくり

##### 【9つの施策項目】

- ①権利擁護の推進
- ②障がいに対する理解の促進
- ③情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり
- ④特別支援教育の充実
- ⑤就労の促進
- ⑥スポーツ・芸術文化活動の推進
- ⑦地域移行・地域生活の支援の充実
- ⑧福祉と医療などが連携した支援の充実
- ⑨防災・防犯対策の推進

を定め、さまざまな施策を推進してきました。

## (2) 目標項目の進捗状況と課題

施策体系	目標項目	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度目標
多様性を認め合う共生社会づくり	障害者差別解消支援地域協議会設置率	63.3%	79.3%	100%
	障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	79.1%	80.7%	85.0%
	視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数（累計）	767人	711人	1,140人
	遠隔手話サービスの利用件数（累計）	一	2件	100件
生きがいを実感できる共生社会づくり	特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	851回	756回	950回
	一般就労へ移行した障がい者数	401人	339人	524人
	障がい者スポーツに関心がある県民の割合	49.4%	50.8%	62.0%
安心を実感できる共生社会づくり	地域生活移行者数（累計）	31人	26人	111人
	精神科病院における早期退院率	入院後3か月後時点	70.4%	76.3%
		入院後6か月後時点	80.6%	84.2%
		入院後1年時点	84.3%	88.9%
	三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員数（累計）	45人	98人	160人

### 施策体系：多様性を認め合う共生社会づくり

「障害者差別解消支援地域協議会設置率」は、計画策定時に63.3%であったものが令和4年度実績で79.3%となり、一定の成果が見られますが、さらに全市町での設置に向け取り組む必要があります。令和3年の障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者への周知・啓発を進めていく必要があります。

「障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合」は、計画策定時より微増となっていますが、外見ではわかりにくい障がいなどさまざまな障がいに対する理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

「視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数」は、令和4年度実績で711人になりましたが、進捗は少し遅れています。また、コロナ禍に導入した「遠隔手話サービスの利用件数」は、約80名の登録者はいるものの、ほとんど利用がないことから、改めてニーズの把握を行ったうえで、情報の入手や意思疎通が難しい障がい者への情報保障に取り組む必要があります。

### **施策体系：生きがいを実感できる共生社会づくり**

「特別支援学校における交流および共同学習の実施件数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度実績で756回となりました。子どもたちが、障がいの有無にかかわらず、互いに理解を深め尊重しあいながら生活していく態度を育むことができるよう取組を進める必要があります。

特別な支援を必要としている子どもがどの学校にも在籍していることから、引き続き、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

また、特別な支援を必要としている子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、良さを認め合える人間関係を育むことが大切です。

「一般就労へ移行した障がい者数」は、障害者就業・生活支援センターを通じて一般就労した者であり、ハローワークを通じての直接雇用が増える中、計画策定時より減少していますが、令和4年6月1日現在の県内民間企業における障害者実雇用率は2.42%となり、9年連続で過去最高を更新するとともに、7年連続で法定雇用率2.3%を達成しています。今後、障がい者の法定雇用率は段階的に引き上げられる（令和6年4月2.3%→2.5%、令和8年7月2.5%→2.7%）ことから、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発や支援を行うとともに、障がい者の多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。

「障がい者スポーツに関心がある県民の割合」は、計画策定時より微増となっています。新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、障がい者スポーツ大会への参加者数も少し戻りつつありますが、参加者の裾野の拡大、応援していただける企業とのマッチング、県民への情報発信をさらに進める必要があります。

### **施策体系：安心を実感できる共生社会づくり**

「地域生活移行者数」については、地域生活の場となるグループホームや通所施設について、ここ数年、整備は進んでいるものの、入所施設から地域への移行は入所者の重度化・高齢化や地域生活への不安感から進んでいない状況です。親亡き後の生活の場として、重度障がい者であってもグループホーム等での地域生活が安心して選択できるよう、さらなる支援体制の充実に取り組む必要があります。

「精神科病院における早期退院率」は、入院後3か月後時点で計画策定時に70.4%であったものが令和4年度実績で76.3%となるなど、全体的に取組が進んでいます。精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるようになるためには、引き続き、保健、医療、福祉等の重層的な連携体制の構築が必要です。

「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員数」は、令和4年度実績で98人になりましたが、進捗は少し遅れています。災害等の発生に備え、施設等において避難確保計画等に基づく訓練の実施を促進するとともに、障がい特性に対応した情報提供や福祉避難所の確保、三重県DWAT派遣の登録員の拡充に取り組む必要があります。

#### 4 新計画の概要及び重点ポイント

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、障がい者施策を引き続き推進していく必要があることから、現計画の基本理念、施策体系等の基本的な部分は継承します。なお、施策体系毎の重点ポイントは以下のとおりとします。

##### 施策体系：多様性を認め合う共生社会づくり

###### (1) 権利擁護の推進

令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行されることから、障がいに基づくあらゆる差別をなくすとともに、合理的配慮の提供が確保されるよう、アウトリーチによる働きかけなどさまざまな機会を捉えて周知啓発に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など、障がい者虐待の防止に向けた取組を一層進めます。

###### (2) 障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、さまざまな機会を活用し、障がいについての理解を深めるための啓発や広報を実施します。

###### (3) 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」をふまえ、視覚・聴覚障がい者等への情報保障のためのアクセシビリティ向上の取組を引き続き進めるとともに、移動支援や施設等のバリアフリー化を通じて障がい者の社会参加を促進します。

また、令和6年度から手話施策推進計画を改定することから、当該計画に基づき、手話通訳を行う人材の育成・確保や手話の普及等、遠隔手話を含めた手話を使用しやすい環境整備を進めます。

##### 施策体系：生きがいを実感できる共生社会づくり

###### (4) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高められるよう研修等を実施します。

卒業後も地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努めます。

## (5) 雇用・就労の支援

福祉事業所における工賃等の向上を図るため、研修会の開催や経営コンサルタントを派遣するなど福祉事業所の経営改善を支援します。また、共同受注窓口による福祉事業所と企業のマッチング強化を図るほか、福祉事業所等からの優先調達に取り組みます。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を支援し工賃向上を図るとともに、施設外就労を中心に、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制の構築・強化に取り組みます。

また、障がい者雇用の拡大や、障がい者雇用に対する企業・県民の理解促進のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施や、ステップアップカフェなどの取組を行います。さらに、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

## (6) スポーツ・芸術文化活動の拡大

障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、県障がい者スポーツ大会や初心者講習会の開催、障がい者スポーツ指導員の養成、企業とのマッチング、SNSによる情報発信などに取り組みます。

また、三重県障がい者芸術文化活動支援センターを中心に、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進やICTを活用した情報発信、アートサポーターの確保等に努め、障がい者の多様な活躍の場の拡大を図ります。

さらに、「視覚障害者等のための読書環境の整備に関する法律」に基づき、県立図書館や点字図書館で行っている視覚障がい者等へのサービスの周知を行うとともに、障がいの状況に応じた読書環境の充実を図ります。

## 施策体系：安心を実感できる共生社会づくり

### (7) 地域移行・地域生活の支援の充実

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活を送ることができるよう、市町による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるなど、地域の実情をふまえながら相談支援体制の充実に取り組みます。また、特に重度障がい者の地域生活を支援するため、居住や日中活動の場の整備に取り組みます。

障害福祉サービス事業所等、相談支援事業所、市町などの関係職員を対象とした研修を実施するなど、引き続き障がい福祉人材の育成・確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

高次脳機能障がい支援センター、自閉症・発達障害支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、専門的な相談支援を行うとともに、地域の関係機関と連携し、障がい者の地域生活を支援します。

## (8) 福祉と保健・医療などが連携した支援の充実

障がい児やその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期支援につなげるとともに、障がい児等の地域生活を支援する拠点として児童発達支援センターの整備及び機能強化を図ります。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和4年2月）」に基づき、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備します。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対して、福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援が適切に提供されるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等への相談支援、地域の支援者支援や受け皿の整備に取り組みます。

また、精神障がい者が身近な地域で保健、医療、福祉等のサービスを切れ目なく受けられるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、難病患者の療育相談、生活相談等に取り組みます。

さらに、発達障がい児・者について、医療、教育、福祉などの連携のもと、途切れのない発達支援体制の構築や専門人材の確保、強度行動障がいに対する支援体制の構築などに取り組みます。

## (9) 防災・防犯・安全対策の推進

災害等の発生に備え、社会福祉施設等における避難確保計画等の早期の策定や計画に基づく避難訓練の実施を促進します。

また、福祉避難所については、引き続き、市町に対し障がい特性に対応した必要な箇所への設置を促すとともに、大規模災害発生時の三重県D W A T 派遣に備えた登録員の確保及び訓練等に取り組みます。

さらに、障害児通所支援事業所等の送迎車両の安全確保措置や外出時の通路の安全確認を促すなど、障がい児の安全対策に取り組みます。

## 5 今後の予定

令和5年 10月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（素案）

障害者自立支援協議会で説明（中間案）

11月 障害者施策推進協議会で説明（中間案）

12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（中間案）

社会福祉審議会で説明（中間案）

パブリックコメント実施

令和6年 2月 障害者自立支援協議会で説明（最終案）

障害者施策推進協議会で説明（最終案）

障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）

計画の策定

## 【所管事項説明】

### 7 「三重県手話施策推進計画」の改定について

#### 1 改定の経緯

「三重県手話施策推進計画」は、平成29年に施行された「三重県手話言語条例」(以下「条例」という。)に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画(みえ障がい者共生社会づくりプラン)の一部として平成29年3月に策定したものであり、現行の「第2次三重県手話施策推進計画」(以下「現計画」という。)の計画期間は、令和3年度から令和5年度までとなっています。

令和5年度は現計画の最終年度となることから、これまでの取組や手話の現状・課題等を検証したうえで、有識者や関係機関の代表者で構成する会議等からの意見をふまえて、新たな計画(以下「新計画」という。)を策定します。

#### 2 新計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

#### 3 現計画における取組と課題等

##### (1) 現計画における取組

現計画においては、

##### 【基本理念】

ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざす

##### 【6つの施策体系】

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

施策3：手話の普及等【条例第10条】

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

施策5：事業者への支援【条例第12条】

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

##### 【5つの目標項目】

①災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数

②登録手話通訳者数(県)

③手話通訳者の派遣件数(県)

④手話に触れたことのある子どもの割合

⑤聾学校における保護者向け講習会の参加者数

を定め、さまざまな施策を推進してきました。

## (2) 目標項目の進捗状況と課題

目標項目	計画策定時 ※1	令和4年度 実績	令和5年度 目標
災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数【施策1】	11 市町	11 市町	14 市町
登録手話通訳者数（県）【施策2】	106 人	116 人	125 人
手話通訳者の派遣件数（県）【施策2】	756 件	650 件	900 件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※2 【施策3】	72.9%	77.8%	80%
聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）【施策4】	1,292 人	2,314 人	2,200 人

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和2年度実績、それ以外の項目は令和元年度実績

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

### ①情報の取得等におけるバリアフリー化等

「災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数」は、令和4年度実績が11市町であり、計画策定時より変わっていません。聴覚障がい者は災害時に情報の取得や意思疎通の困難さが原因で被害を受けやすいことから、協定に基づく連携のあり方について検討を行うとともに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」をふまえ、災害時や緊急時における情報保障を推進する必要があります。

### ②手話通訳を行う人材の育成等

「登録手話通訳者数（県）」は、手話通訳者養成講座の開催等により徐々に増えていますが、手話通訳者の高齢化が進んでいます。近い将来の担い手不足の解消のため、若年層を中心に幅広い年代でより多くの手話通訳者を養成し登録を推進する必要があります。

「手話通訳者の派遣件数（県）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定時から令和4年度実績は減少しています。令和6年4月からの改正障害者差別解消法の施行により、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、今後手話通訳者の派遣ニーズの高まりが想定されることから、ろう者が手話通訳者の派遣による意思疎通支援を適切に受けることができるよう体制の拡充を図る必要があります。

### ③手話の普及等

「手話に触れたことのある子どもの割合」は、計画策定時の 72.9%から令和4年度実績で 77.8%と増加しています。手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することをふまえ、小中学校における総合的な学習の時間等を活用した手話による合唱・演劇や、高等学校における学校設定科目等による手話に関する授業など、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解促進を図る必要があります。

### ④ろう児等の手話の学習等

「聾学校における保護者向け講習会の参加者数」では、計画策定時の 1,292 人から 2,314 人に増加するなど、取組が進んでいます。今後も聾学校に在籍するろう児が学校生活全般を通して、手話自体の学習、手話による学びの機会の充実が図られるよう取り組むとともに、ろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施する必要があります。

### ⑤事業者への支援

事業者がろう者にサービスを提供する時やろう者を雇用する際に、手話の使用に関して合理的配慮を提供することの必要性について、労働局等関係機関と連携して周知を図りました。令和6年4月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、引き続き事業者への支援に取り組む必要があります。

### ⑥手話に関する調査研究の推進

一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、ろう者や手話通訳者等の関係団体等が行う調査研究に協力しました。引き続き、ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する必要があります。

## 4 新計画の概要及び重点ポイント

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、手話に関する施策を引き続き推進していく必要があることから、現計画の基本理念、施策体系等の基本的な部分は継承します。なお、重点ポイントは以下のとおりとします。

### (1) 情報の取得等におけるバリアフリー化等

遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、感染症の拡大防止や災害時だけでなく、手話通訳者の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用促進を図るとともに、電話リーサービスの周知啓発により、ＩＣＴを活用した意思疎通支援体制の拡充を図ります。

災害時にろう者が安全を確保するために必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」に基づき、協定締結市町との連携について検討を進めます。

## (2) 手話通訳を行う人材の育成等

手話通訳者養成講座について、県内の大学等への広報を強化し、若年層を中心において多くの手話通訳者の養成・確保を進めるとともに、ろう者が手話通訳者の派遣による意思疎通支援を適切に受けることができるよう体制の強化に取り組みます。

## (3) 手話の普及等

言語である手話を大切にし、次代を担う子どもたちを含めた多くの方に対して手話に興味を持つてもらえるよう、県民向けの手話講座の拡充など、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

また、小中学校の総合的な学習の時間や、高等学校の学校設定科目を活用し、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解促進を図ります。

## (4) ろう児等の手話の学習等

ろう児が手話によりさまざまな学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通した手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、保護者に対する手話講習会や手話に関する相談等を実施します。

## (5) 事業者への支援

事業者がろう者に対しサービスを提供する時やろう者の雇用時において、手話の使用に関する合理的な配慮を行えるよう、事業者への支援に努めます。

## (6) 手話に関する調査研究の推進

一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査をはじめ、ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力します。

## 5 今後の予定

- 令和5年 10月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（素案）  
障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（中間案）
- 11月 障害者施策推進協議会で説明（中間案）
- 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（中間案）  
社会福祉審議会で説明（中間案）  
パブリックコメント実施
- 令和6年 2月 障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（最終案）  
障害者施策推進協議会で説明（最終案）  
障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案）
- 3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）  
計画の策定

## 8 指定管理者制度に係る報告について

### 1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第1項に基づき、「令和4年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

#### 令和4年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

#### ※指定管理者の自己評価の基準

##### 評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

##### 評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

#### ※県の評価の基準

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

## 三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要	
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団	
②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日	
③管理業務の内容	
・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務）	
・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務	
・センターの利用料金の収受等に関する業務	
・センターの維持管理及び修繕に関する業務	
・その他、センターの管理上必要と認める業務	

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率 【日中活動延べ人数／年間日中活動利用定員】	80%	67.7%
リハビリテーションの実施件数	5,300件	3,838件
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数	3,500人	1,591人
福祉用具相談指導件数	350件	239件

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R3	R4	R3	R4
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		—

＜総括的な評価＞

- 施設の管理業務について、老朽化が進んでいる中、適宜修繕等を実施することで、適正な維持管理を行っている。
- 施設の利用状況について、利用者満足度は利用者へのきめ細かな対応等により、引き続き93%と高い水準を維持しており、障がい者スポーツにおいては、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を運営し、ワンストップでの相談対応や情報発信に取り組まれており、障がい者スポーツの裾野の拡大に貢献している。
- 加えて、福祉・医療関係の実習生の受け入れや、専門的な知識・技術を持つ職員の派遣など、地域福祉の向上にも寄与している。
- 成果目標について、新型コロナウイルス感染症の影響により達成できなかったことは、一定やむを得ないものと考える。なお、専門的・特徴的な訓練を実施した結果、多数の利用者が各種資格や技術を習得し、生活の質の向上へ貢献している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

## 三重県視覚障害者支援センター

### 1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会  
②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日  
③管理業務の内容
- ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。
  - ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。
  - ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
  - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
  - ・その他センターの管理上必要と認める業務

### 2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
図書等の貸出数	82,000タイトル	102,696タイトル
生活訓練の参加者数	563人	575人

### 3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R3	R4	R3	R4
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

#### <総括的な評価>

・図書館業務の成果目標である図書等貸出数は102,696タイトルで、中でもサピエ図書館（点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース）の利用の増加（R3：83,869件→R4：85,923件）もあり、目標（82,000タイトル）を達成した。

・生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練の実施により、参加者数は延べ575人となり、成果目標（563人）を達成している。特に、点字指導はニーズが増大しており、さらなる対応が期待される。

・指定管理者が独自に設定した目標は、10項目中8項目を達成することができた。特に、長年達成することができなかつた点訳奉仕員養成講習（初級）の受講者が目標を上回ったことは、ボランティア数の増加につながる大きな成果となることが期待される。達成されなかつた項目のうち、スキルアップ講習会については、令和3年度とほぼ同数の参加者があったが、図書の製作編集については、タイトル数が減っており、引き続き、目標達成に向け注力していく必要がある。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。

## 三重県聴覚障害者支援センター

### 1 施設の概要

- ①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会  
 ②指定の期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日  
 ③管理業務の内容
- ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。
  - ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。
  - ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。
  - ・災害発生時における被災者支援に関すること。
  - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
  - ・その他センターの管理上必要と認める業務

### 2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設利用者数	4,600人	3,855人
字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数	240回	271回
生活訓練（難聴・中途失聴者向け手話教室）実施回数	10回	12回
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成講座受講継続率	90%	100%
職員専門研修受講率（外部研修を受講した常勤職員の割合）	100%	100%

### 3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R3	R4	R3	R4
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	C	B	+	
3 成果目標及びその実績	C	B	+	

#### ＜総括的な評価＞

- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、利用者の要望に基づいて助聴器や窓口用磁気ループ等聴こえを支援する機器を設置し、利用環境の整備を図っている。
- ・ホームページやLINEを活用して聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、遠隔手話通訳サービスの説明会・体験会を開催するなど、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、利用促進に努めている。
- ・毎年開催しているセンターまつりを初めて屋外（三重県総合文化センター知識の広場）で開催することで、来場される県民に聴覚障害者支援センターの認知度向上を図るなど、センターの周知に積極的に取り組んでいる。
- ・施設利用者数については目標値（4,600人）には達しなかったものの、令和3年度より増加（R3：3,165人→R4：3,855人）しており、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数が回復している。
- ・施設利用者数以外の4項目の成果目標については、目標を達成している。

以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

## みえこどもの城

### 1 施設の概要

①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

#### ③管理業務の内容

- ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務
- ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務
- ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

### 2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
年間総利用者数	220,000人	218,151人
利用者の満足度	80%	98%
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	100回
サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）	100%	94%

### 3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R3	R4	R3	R4
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

#### ＜総括的な評価＞

・管理業務の実施状況について、施設の管理・運営業務を適切に行っており、コロナ禍にありながら「新しい生活様式」に合わせて適切な衛生管理に努め、安全・安心な施設運営及び施設機能の効率的な活用を図ったことは、業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げているものと評価する。

・施設の利用状況、成果目標及びその実績については、成果目標のうち、「利用者の満足度」、「児童健全育成拠点事業実施回数」は令和3年度に引き続き目標を達成しているが、「年間総利用者数」は令和3年度からは大幅増であったものの、未達成であった。また、指定管理者の独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」は、未達成であったが、その要因はドームシアタープラネタリウム改修工事による上映中止（4月1日から4月22日）であり、当該工事がなければ目標は達成できたものと考える。

以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として、適切に管理・運営をしていると判断する。みえこどもの城のさらなる魅力の向上につながるよう、引き続きこれまでに積み重ねてきた経験やノウハウを活用し、業務に取り組まれたい。

## 三重県母子・父子福祉センター

### 1 施設の概要

- ①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ③管理業務の内容
  - ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
  - ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
  - ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
  - ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
  - ・母子家庭等の生活の向上を図るために講習会、講演会を開催すること。
  - ・母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。
  - ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に發揮するために必要な事業を実施すること。

### 2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績（就業実績／求職件数）	80%	63.6%
相談（就業・生活等）件数	340件	160件
就業支援講習会参加者数	100人	74人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

### 3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R3	R4	R3	R4
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C		

#### ＜総括的な評価＞

- ・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も参加しやすさを考慮し、県内5地域で実施するとともに、交流会の拡大が期待される。
  - ・求職者の希望職種とのミスマッチ及び希望職種の求人の減少により、就業実績については令和3年度よりも若干向上したものの7件（就業率63.6%）に留まり、成果目標（就業率80%以上）は達成することができなかつたが、資格取得の情報等を収集してホームページに掲載（年間閲覧回数1,780回）し、求職登録者にSNSやメール等を利用して情報提供等（LINE配信1,849件）を行うなど、求職者の就業活動に寄与することができた。
  - ・各種相談事業の状況は、雇用のミスマッチ等を理由に160件となり、成果目標（340件）を達成することができなかつた。しかし、そのような状況下においても、ホームページでの情報発信やSNS（LINE）配信による情報提供に努め、一般相談及び就労相談が電話83件・メール36件・来所37件（令和3年度　電話93件・メール52件・来所15件、郵送0件）、弁護士による専門相談が4件（令和3年度　7件）で、合計160件となり、一定の役割を果たすことができた。
  - ・就業支援講習会参加者数については、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、PCと簿記の技能講習会のほか、ハローワークとともに就労に関する研修会を開催した。PCは23名が修了し、6名が資格を取得した。簿記は11名が参加し、うち6名が日商簿記初級に合格した。また、ビジネスマナー研修には32名、就労に関する研修には8名がそれぞれ参加した。参加者は計74名と目標（100名）を達成することはできなかつたが、一定の成果を出すことができた。
  - ・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障が出ないよう対応することが必要である。
- 以上のことから、実績値が目標値に達しない部分はあるものの、ひとり親家庭相談用Aチャットボットを導入し、支援の拡大に努めている。また、適切な感染防止対策を講じつつ指定管理業務を実施しており、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

【所管事項説明】

9 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年6月1日～令和5年9月18日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和5年6月9日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和5年6月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について 2 線維筋痛症に係る障害認定について
5 調査審議結果	1 20名の医師について審査し、全て同意された。 2 認定に関しての審査方法を協議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年7月14日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和5年7月21日
3 委員	部会長 中野 智行 委 員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親5件、養子縁組里親2件、親族里親2件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年8月4日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和5年8月15日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	14名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和5年9月5日
3 委員	部会長 笠原 正嗣 委 員 松井 保偉 他11名
4 諮問事項	1 会長・副会長の選出について 2 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019－2022）の実績及び「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023－2026）」の取組について 3 三重おもいやり駐車場利用証制度について 4 「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」の改定について 5 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年9月8日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和5年9月8日
3 委員	部会長 中野 智行 委 員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	1 里親の認定について 2 社会的養育推進計画の進捗管理について
5 調査審議結果	1 里親の認定について審議を行い、養子縁組里親1件の新規里親認定を行った。 2 社会的養育推進計画の進捗状況を報告し、進捗について意見を聴取した。
6 備考	